

法 学 号 外
平成 28 年 6 月 23 日

各 私 立 学 校 長 様
(小・中・高)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

「租税教育の事例集～租税教育の充実に向けて～」(平成 27 年 4 月)の
改訂等について

このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡
平成28年6月15日

各都道府県
各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各国立大学
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省高等教育局大学振興課

「租税教育の事例集～租税教育の充実に向けて～」(平成27年4月)の
改訂等について(周知)

各学校等におかれましては、日頃より、租税教育の充実に努めていただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、文部科学省、総務省、国税庁では、平成23年度税制改正大綱に租税教育の重要性が明記されたことを受けまして、租税教育推進関係省庁等協議会(以下「中央租推協」)を設立し、租税教育の推進に取り組んでいます。

このたび、中央租推協では、平成27年4月に初めて作成した、全国で行われている優れた取組事例などをまとめた『租税教育の事例集～租税教育の充実に向けて～』について、より一層の活用促進等を目的とした改訂を別添のとおり行い、下記のとおり公表されました。

本事例集は、租税教育に関係する様々な立場の方に広く御利用いただける内容としておりますので、関係各位におかれましては、本事例集を御活用しながら、引き続き租税教育の充実に向けた一層の取組をお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び教育センター等の教員研修施設並びに域内の市町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び教育センター等の教員研修施設に対し、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、国立大学におかれては、その管下の学校に対して、御周知くださいますようお願い申し上げます。

記

「租税教育の事例集～租税教育の充実に向けて～」(改訂版)の公表場所
国税庁ホームページ「税の学習コーナー>租税教育用教材>租税教育の事例集」
<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu/kyozai/jireishu/index.htm>

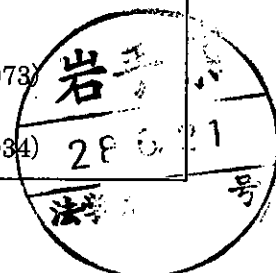
(本件担当)

初等中等教育局教育課程課

電話：03-5253-4111(代表) (内線 2073)

高等教育局大学振興課

電話：03-5253-4111(代表) (内線 3034)



「租税教育の事例集～租税教育の充実に向けて～」 (平成 27 年 4 月) の改訂等について

平成 28 年度における主な改訂等は、以下のとおり。

○予算数値の更新等

事例集内に記載している年間教育費の数値等を年度更新、税制改正等を反映

○発達の段階ごとに分割した事例集のホームページへの掲載

教員等が利用しやすいよう、発達の段階（小学校、中学校、高等学校）ごとに分割した事例集（PDF 版）を国税庁ホームページに掲載

○ワークシート Word 版のホームページへの掲載

教員等が加工して利用できるよう、事例集に掲載した全てのワークシートの Word 版を国税庁ホームページに掲載

- ・ 中学校「事例 2」のワークシート「私たちの暮らしと政府の経済活動」
- ・ 中学校「事例 3」のワークシート「納税者になってみよう」
- ・ 高等学校「事例 2」のワークシート「公平な税制を考えてみよう」
- ・ 高等学校「紹介」のワークシート「税を考えるための論点」